



発行 東京都

目次

106

規則(教)

○東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

訓令(教)

○東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正

雑報

○東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則

規則(教)

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都教育委員会

東京都教育委員会規則第二十五号

東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則

東京都学校経営支援センター処務規則(平成十八年東京都教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第一東京都中部学校経営支援センターの項中

同 飛鳥高等学校

を

同 飛鳥高等学校

に改め、

同 赤羽北桜高等学校

同表東京都西部学校経営支援センターの項中

同 八王子西特別支援学校

を

同 八王子西特別支援学校

に改める。

同 東久留米特別支援学校

別表第二東京都中部学校経営支援センター支所の項中

同 飛鳥高等学校

を

同 飛鳥高等学校

に改め、

同 赤羽北桜高等学校

同表東京都西部学校経営支援センター支所の項中

同 田無特別支援学校

を

同 田無特別支援学校

に改める。

同 東久留米特別支援学校

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令(教)

東京都教育委員会訓令第二十号

都立高等学校

都立中等教育学校

都立特別支援学校

都立中学校

東京都立学校の経営企画室に関する規程(昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号)の一部を次のように改正する。

令和二年十月十五日

東京都教育委員会

別表一の項中

東京都立高島高等学校

を

東京都立赤羽北桜高等学校

に改め、

東京都立高島高等学校

同表一の項中

東京都立八王子西特別支援学校

を

東京都立八王子西特別支援学校

に改める。

東京都立東久留米特別支援学校

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

雑報

東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年十月十五日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

●東京都職員共済組合規則第一号

東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則
する規則の一部を改正する規則

東京都職員共済組合特定個人情報保護に関する規則
(平成二十七年東京都職員共済組合規則第四号)の一部を
次のように改正する。

第二条第五項中「行政手続における特定の個人を識別す
るための番号の利用等に関する法律の規定による通知カー
ド及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステ
ムによる特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手
続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関
する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人
情報の提供等に関する省令」に改める。

第四条第二項中「第九条第三項」を「第九条第四項」に
改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第四条第
二項の改正規定は、戸籍法の一部を改正する法律(令和元
年法律第十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の
日から施行する。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

